

福岡広域都市計画高度地区の変更（春日市決定） 新旧対照表

新				旧			
種 類	面 積	建築物の高さの最高限度	備 考	種 類	面 積	建築物の高さの最高限度	備 考
高度地区（第一種１５メートル高度地区）	約 404 ha	建築物（軒の高さが７メートル未満のものを除く。）の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以下の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に５メートルを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、１５メートル以下とする。		高度地区（第一種１５メートル高度地区）	約 404 ha	建築物（軒の高さが７メートル未満のものを除く。）の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以下の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に５メートルを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、１５メートル以下とする。	
高度地区（第二種１５メートル高度地区）	約 12 ha	建築物（軒の高さが７メートル未満のものを除く。）の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以下の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に５メートルを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．５倍に１５メートルを加えたもの以下とする。		高度地区（第二種１５メートル高度地区）	約 12 ha	建築物（軒の高さが７メートル未満のものを除く。）の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以下の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に５メートルを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．５倍に１５メートルを加えたもの以下とする。	
高度地区（第一種２０メートル高度地区）	約 477 ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以下の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に１０メートルを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、２０メートル以下とする。		高度地区（第一種２０メートル高度地区）	約 477 ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以下の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に１０メートルを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、２０メートル以下とする。	
高度地区（第二種２０メートル高度地区）	約 133 ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以下の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に１０メートルを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．５倍に２０メートルを加えたもの以下とする。		高度地区（第二種２０メートル高度地区）	約 133 ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以下の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に１０メートルを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．５倍に２０メートルを加えたもの以下とする。	
高度地区（絶対２０メートル高度地区）	約 24 ha	建築物の高さは２０メートル以下とする。		高度地区（絶対２０メートル高度地区）	約 32 ha	建築物の高さは２０メートル以下とする。	
合 計	約 1,050 ha			合 計	約 1,058 ha		